

現在、憲法 25 条の生存権保障を求める裁判として、「生活保護基準引き下げ違憲訴訟」(2014年10月提訴)と「年金引下げ違憲訴訟」(2015年5月提訴)が和歌山地裁で闘われています。これらの裁判について、「生存権裁判を支援するわかやまの会」の金川めぐみ会長、「年金引下げ違憲訴訟」の中谷吉治原告団長、「生活保護裁判」の弁護団長を務める由良登信弁護士、「年金引下げ違憲訴訟」の弁護団長を務める山崎和友弁護士が対談をおこないましたので今号で掲載いたします。

「生存権裁判」で 必ず勝利を!!



右から中谷氏、山崎弁護士、織部事務局長、由良弁護士、金川氏

金川氏

社会保障をめぐる裁判は、歴史的にみて「第4の波」が来ていると言われます。

第3の波までは、朝日訴訟や堀木訴訟など原告が1人の裁判でしたが、第4の波である今の生活保護裁判や年金裁判は、多くの人が原告になり、全国で闘っているという特徴があります。

それだけ、国民が社会保障制度に関心を持ち、今後の生活への危機感を抱いているからではないでしょうか。

由良弁護士

そうですね、政府はここ3年で、生活保護の生活扶助費について歴史上最大の引き下げをおこないました。生活保護利用者は、これまででも低い扶助費の中で、食事や入浴の回数を減らしたり、冷暖房費を切り詰めるなどして必死に生活してきました。それが、さらに引き下げられると、憲法25条が保障する「健康で



生活保護裁判の報告集会

文化的な生活」はとてどもできません。

「生活保護裁判」では、生活保護費の引き下げが憲法25条に違反し、国際人権規約にも違反するので、引き下げ処分を取り消しを求めています。

中谷氏

私は、全日本年金者組合和歌山県本部の委員長もしています。年金者組合では、最低保障年金制度をつくれという運動を長年おこなってきました。

今回、原告91人が怒りを持って「年金裁判」に立ち

上がりました。

今の日本の年金制度は、偽物の年金制度だと思いません。まるで、保険をかけているような制度になっていますが、掛金なしでも年金がもらえるのが本来の社会保障としての年金制度だと考えています。

また、これからもずっと下がらなければなしの年金では、将来、生活ができない状態になってしまうのではないのでしょうか。

山崎弁護士

中谷さんが話されたとおり、年金制度は社会保障制度になっておらず、老後の生活が個人の責任にされています。高齢になったときに安心して暮らせる制度になっていません。



由良弁護士

また、今、ぎりぎりの生活にある高齢者は、年金を引き下げられると生活ができなくなってしまう。

「年金裁判」は、主権者である国民が、憲法で守られるべき権利を政府に守らせるという意味でも大切な裁判だと言えます。



山崎弁護士

ともに、裁判傍聴に来られた方から「以前は関心がなかったが、今は自らのことのように考えるようになった」という声をお聞きします。

生活保護基準は「就学援助の給付対象基準」や「個人住民税の非課税基準」、「最低賃金」など、様々な制度につながっていることと、身近な問題であることから多くの市民に知らせ、裁



中谷氏



金川氏

この間の運動の広がり

金川氏

判勝利のために共に闘っていきたくて考えています。そのためにも、裁判傍聴や署名への皆様のご協力をお願いしたいと思います。

中谷氏

私たちは「年金裁判」を和歌山地裁に提訴したのですが、国側は審議の場を大阪地裁に変えようとしています。遠方になれば、裁判の傍聴すら困難な原告も出てきます。裁判所は、市民の裁判を受ける権利を保障するべきです。

市民の裁判を受ける権利を保障させ、また、今後、年金受給者だけではなく若い人にも裁判を傍聴してもらえらるような運動の広がりをつくりたいと思います。

山崎弁護士

裁判で勝利するためには、裁判官に年金制度そのものを考えてもらい、年金受給者の生活の厳しさを理解してもらう必要があります。

この裁判は、年金制度の将来にもかわる裁判であり、原告の方々は、大きな役割を果たされようとしています。

由良弁護士

「生活保護裁判」においても裁判官に生活保護利用者の生活の実態をわかってもらう必要があります。その点で、金川先生と学生がおこなった生活保護利用者の実態調査（全国的に実施された調査）もぜひ活用していきたいと思っています。

また、国側の引き下げ理由がいかにかに不当なものであるかを丁寧に立証していきたいと考えています。生活保護裁判と年金裁判で必ず勝利するため、お互いに頑張りましょう。

ウイルス性肝炎患者に対する 医療費助成制度の創設を!!

弁護士 丸山 哲



残暑厳しい今日この頃ですが、皆さま、お変わりありませんでしょうか。

今年も、去年に引き続き、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度の創設等を求める請願署名にご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度の創設」とは、ウイルス性の肝硬変・肝癌の方々に対する医療費助成制度の創設を求めるものです。現在、重篤化防止（重くならないための）政策として、それよりも軽い病態であるウイルス性の肝炎の方々に対する医療費助成制度はあり、実施されていますが、それよりも重くなったら制度が無く

なってしまうます。制度として矛盾していると言わざるを得ません。

ウイルス性肝炎の感染者、特にB型・C型肝炎の感染者は合計350万人以上と言われており、その多くは医原病（医療行為で生じた病気）です。しかも、国に責任があるものです（B型肝炎は集団予防接種における注射器を回し打ったこと、C型肝炎は輸血に非加熱製剤を黙認したこと）。

そうであれば、国は、ウイルス性の肝硬変・肝癌の方々が安心して治療を受けることができる環境を確保すべきではないでしょうか。

国の動きとしても、本年開かれた第190回国会において、衆議院、参議院の両院で、上記ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成制度の創設等について請願を採択しました。制度創設までもう一步のところまで来ています。

引き続き、ご支援・ご協力よろしくお願いいたします。

戦争法廃止、憲法「改正」阻止 ともに考え、行動しましょう!!

弁護士 本多朱里



戦争法を廃止するために、全国で様々な団体が様々な取り組みを行っているところでありますが、ここでは、和歌山弁護士会と「憲法9条を守る和歌山弁護士会」の主な取り組みをご紹介します。

まず、和歌山弁護士会では、平成28年3月19日に、シンポジウム「憲法についてあらためて考えよう〜安全保障法の施行にあたって〜」を開催し、その中で、市民の方にそれぞれ憲法、戦争、安保法制に対する熱い思いを語っていただきました。また、同年6月19日には、伊藤真氏による講演会「緊急事態条項と日本国憲法〜緊急事態条項の新設で何が変わるのか?〜」を開催し、たくさんの方に来てい

いただきました。

次に、「憲法9条を守る和歌山弁護士の会」では、同年5月3日の憲法記念日に、他団体との共催でイベント「HAPPY BIRTHDAY 憲法 in Wakayama 2016」を開催し、参加者にステージでの演奏等していただきました。また、日常の活動として、毎月「ランチTIMEデモ」を行っています。このランチタイムデモは、毎回100名程度の方に参加いただき、今後も継続していく予定になっています。毎回12時20分に和歌山市役所を出発し、京橋プロムナードがゴール地点です。今回は、同年9月12日ですので、皆さまお気軽にご参加ください。今後は、戦争法廃止の活動とともに、憲法「改正」阻止の活動も積極的に取り組んでいきます。憲法のことを考えたことがない方に、少しでも考えてもらえるようなきっかけを作る活動をしていきたいと思っています。

ゆら・山崎法律事務所の
2016年/9月～2017年/11月

わかり
やすい

市民法律講座

※ 場所：新橋ビル8階B会議室（当事務所の入っているビル）

※ 時間：午後6時30分～（開場 午後6時）

※ 参加費は無料、事前予約は不要です。

※ 講座終了後、無料法律相談もおこないます。

無料法律相談をご希望の方は、事前に電話でご予約
ください。講座内容以外のご相談でも結構です。

2016年
第24回

職場のトラブル解決法

（パワハラ・セクハラ・マタハラなど）

【開催日】9月16日（金）

2016年
第25回

多重債務の解決法

【開催日】11月25日（金）

2017年
第26回

不動産・住居のトラブル解決法

【開催日】2月17日（金）

2017年
第27回

医療事故のトラブル解決法

【開催日】4月21日（金）

2017年
第28回

遺産分割のトラブル解決法

【開催日】6月16日（金）

2017年
第29回

成年後見制度

【開催日】9月15日（金）

2017年
第30回

離婚のトラブル解決法

【開催日】11月17日（金）



編集後記

今号の対談は、「生存権裁判」（生活保護裁判と年金裁判）をテーマに取り上げました。この裁判は、原告（生活保護利用者、年金受給者）のみならず、国民全体、また、将来の国民の生活にかかわる重要な意味を持っています。ぜひ、皆様のご支援をお願いいたします。

また、今年5年目を迎えた「市民法律講座」の新たな日程とテーマが決まりましたので、今号でご案内しております。皆様、お気軽にご参加ください。

なお、由良弁護士への選挙にかかわるご挨拶については、公職選挙法で制限されておりますので、ご了承ください。

（事務局長 織部）

ホームページを開設しています!!

ぜひ、ご覧下さい。

<http://www.yura-yamasaki-houritu.jp/>

ゆら・山崎法律事務所

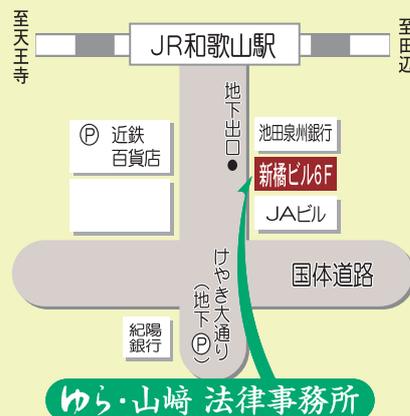
検索



無料相談実施中

電話でご予約ください

毎週（夜間（木曜日）と昼間（金曜日））、
毎月第3土曜日



ゆら・山崎 法律事務所